

第 4 2 号議案

蒲郡市市税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の2中第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、同項の前に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条の2中第13項を第14項とし、第7項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の蒲郡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上

施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。